

(別紙)

青森県地方独立行政法人法施行細則の一部改正の概要

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号。以下「地方分権一括推進法」という。）第5条の規定による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の改正（令和5年6月16日施行）に伴い、青森県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正するもの。

2 改正内容

公立大学法人について、法第78条の2の改正により各事業年度における業務の実績に関する評価が不要となったことに伴い、同条第2項の規定による業務実績等報告書において、各事業年度における業務の実績及び法人の自己評価の結果についての記載を不要とする。【第22条の規定による読替後の第7条第1項関係】

3 新旧対照条文

別添のとおり。

4 施行期日

令和8年4月1日